経常費用
資金調達費用
（うち預金利息）
（うち債券利息）
役務取引等費用
特定取引費用
その他業務費用
営業経費
その他経常費用
経常利益（又は経常損失）
特別利益
特別損失
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
法人税等合計
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）
少数株主利益（又は少数株主損失）
当期純利益（又は当期純損失）
少数株主利益（又は少数株主損失）
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）
その他の包括利益
その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
為替換算調整勘定
持分法適用会社に対する持分相当額
包括利益
親会社株主に係る包括利益
少数株主に係る包括利益

（記載上の注意）

1　1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第八十四条に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新規則第八十四条に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式第三号及び第七号は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

5　新規則別紙様式第四号及び第八号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省・財務省・内閣府令第一号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人
厚生労働大臣　細川　律夫

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働大臣官房労働金庫課令第一号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第二号ロ中「次に掲げる事項」の下に「（(4)に掲げる事項については、労働金庫連合会に限る。）」を加え、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

別紙様式第十号の二目次及び同様式目次記載上の注意3．中「連結損益計算書」を「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改め、同様式第2の2．の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第2の3．を次のように改める。

3.（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3)　連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	×××
資金運用収益	×××
貸出金利息	×××
預け金利息	×××